

本件照会先  
海上保安庁警備救難部警備課  
課長補佐 中山  
代表 TEL3591-6361 内線 5602  
直通 TEL3591-9795

平成 19 年 1 月 30 日  
海上保安庁

## 国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況 及び乗員名簿・乗客名簿の事前提出の義務化について

### 1. 国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況（平成 18 年）

海上保安庁では、「国際船舶・港湾保安法（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）」第 4 章（第 44 条～第 46 条）の規定に基づき、外国から本邦の港（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を含む。）へ入港する船舶に対する規制【別図参照】を厳正に実施しているところですが、平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日の状況がまとまりましたので、お知らせ致します。

昨年 1 年間のうちに外国から本邦の港へ入港した船舶から、前年比 742 件減（△ 1.1%）の 69,826 件の船舶保安情報の通報がありました。このうち、北朝鮮籍船舶からの通報件数については、昨年 10 月 14 日以降我が国への入港が禁止されたこともあり、前年比 139 件減（△ 19.1%）の 589 件となりました。

入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置（船舶に義務づけられた自己警備）が適確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶 5,975 隻に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行いました。（なお、この結果、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。）

また、船舶保安情報（事前入港通報）を適正に通報することなく入港した船舶について 5 件を検挙しました。

- ◆ 船舶保安情報（事前入港通報）の通報受理件数・・・ 69,826 件
- ◆ 本法に基づく立入検査実施件数・・・・・・・・・・・・ 5,975 件
- ◆ 立入検査の結果、入港禁止等の強制措置に至った件数・・・ 0 件
- ◆ 無通報入港等による検挙件数・・・・・・・・・・・・・・ 5 件
- ◆ 主な対処事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 次頁のとおり

### 2. 乗員名簿・乗客名簿の事前提出の義務化

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成 16 年 12 月 10 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を受け、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則を改正し、平成 19 年 2 月 1 日から船舶保安情報の通報項目に乗員名簿及び乗客名簿を追加することとなりました。海上保安庁では、今後とも、本法に基づき本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロの未然防止に徹底を期すこととしています。

## 【主な対処事例】

### ◆ 第三管区（東京海上保安部）

マルタ籍貨物船 W 号（5,464 総トン）は、瀬戸内海を經由し韓国から東京向け航行するにあたり、事前に海上保安庁側から代理店を通じ、入域の 24 時間前までの通報を求められていたところ、これを無視して無通報のまま瀬戸内海に入域したため、東京海上保安部は W 号船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

本件に関し、船長に対して罰金刑が科され、罰金は即納されました。

### ◆ 第一管区（釧路海上保安部）

釧路港に入港する旨の事前通報を実施していたベリーズ籍貨物船 Z 号（19.85 総トン）は、当初の入港予定時刻より 14 時間早く到着する予定となりましたが、変更通報を行わなければならないことを知りながら、所定の変更通報を行うことなく入港したため、釧路海上保安部は Z 号船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

本件に関し、船長に対して罰金刑が科され、罰金は即納されました。

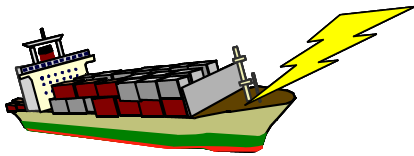
### ◆ 第七管区（荻田海上保安署）

パナマ籍貨物船 J 号（16,712 総トン）は、中国上海を出港した後、運航者の指示で目的地を荻田港に変更しましたが、無通報で入域しても気付かれまいだろうと判断しそのまま入域したため、荻田海上保安署は Y 号船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

本件に関し、船長に対して罰金刑が科され、罰金は即納されました。

# 国際航海船舶の入港に係る規制

以下の手続により、保安措置が適確にとられていないため船舶について危険が生じるおそれがないか入港前に確認



外国から我が国の港に入港する船舶

船舶保安情報(事前入港通報)により保安措置の実施状況をチェック

- ・乗組員、荷物の状況
- ・船舶保安管理者の氏名等
- ・船舶保安証書の番号等
- ・実施中の保安指標レベル
- ・その他

必要に応じて、船長に対して保安措置の実施状況に関する追加情報を要求  
又は  
海上保安官が立入検査を実施



海上保安庁巡視船艇

追加情報要求  
又は  
立入検査  
を拒否した場合

・当該船舶に起因して  
港湾施設等に危険が生じる  
おそれがあり、かつ  
・危険防止のために他に  
適当な手段がない場合

入港禁止等